

# 公益財団法人 坂口国際育英奨学財団

## 外国人留学生 奨学金支給規程

当財団が指定する大学の学長推薦により応募した私費外国人留学生の中から、当財団選考・審査委員会の選考会議並びに代表理事面接の結果奨学生として決定した留学生に対して次の通り奨学金を支給します。

### 1. 奨学金の支給額

1人につき月額 ￥100,000。

### 2. 奨学金支給期間

毎年4月より24ヶ月間。

但し、次の場合は期間を短縮します。この場合は事由が起きたときまで支給します。

- (1) 最終学年で奨学生になり一年間で卒業、修了する場合、又は卒業後上級課程に進学しなかった場合。
- (2) 1年経過して成績その他の理由により留年する場合。
- (3) 支給期間中に退学、指定校以外に転校、指定学部以外に転籍の場合。

### 3. 支給の方法

毎年度第1回目、第12回目の支給月は直接本人に手渡し支給します。

その他の月は、必要に応じて手渡し支給をする場合がありますが、原則として本人の申告による銀行口座に振込支給をします。

### 4. 支給の打ち切り

次の何れか一つに該当する場合は奨学金の支給を打ち切ります。

この場合はすでに支給した奨学金の一部又は全額を返還させることがあります。

- (1) 応募書類の記載事項に、後日虚偽が発見されたとき。
- (2) 学業成績が低下して、進級の見込みがないと大学で判断されたとき。
- (3) そのほか奨学生として資格要件を失ったとき、但し年齢条件は除きます。

### 5. 支給停止、休止

次の何れか一つに該当する場合は奨学金の支給を停止、又は休止することがあります。

この場合すでに給付した奨学金の一部又は全部を返還させることがあります。

- (1) 長期欠席、又は休学するときはその期間支給を休止します。但しその理由が消滅したときは、残余期間のみに限り復活することがあります。復活後も、支給休止期間の奨学金は支給しません。
- (2) 奨学生として学業、又は素行が不相当と認められるときは支給を停止または保留する事があります。復活後も、支給停止又は、保留期間の奨学金は支給しません。

6. 支給の延長

平成19年度より、奨学金延長支給は休止しております。  
但し、資格要件をみたすものは再度新規応募を認めます。

7. 改訂

平成13年4月1日 奨学金月額¥80,000を¥100,000に改訂。  
平成18年4月1日 奨学金延長支給申請を休止。

以上